自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細
（2026年9月末現在）

（別紙様式第七号）

【普通株式】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	8334
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	65,272百万円
	単体自己資本比率	64,805百万円
9	額面総額	―
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	―
12	償還期限の有無	無
13	その日付	―
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	―
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	―
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	―
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率	株主総会で決定
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	―
25	転換の範囲	―
26	転換の比率	―
27	転換に係る発行者の裁量の有無	―
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	―
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	―
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	―
32	元本の削減が生じる範囲	―
33	元本回復特約の有無	―
34	その概要	―
34a	劣後性の手段	―
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付）
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	―

【第1回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付）】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN　JP327640AQ19
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社群馬銀行第1回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000百万円
	単体自己資本比率	10,000百万円
9	額面総額	10,000百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2024年1月25日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	－
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2029年6月15日 10,000百万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本金額（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2029年6月15日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年2.244%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	－
25	転換の範囲	－
26	転換の比率	－
27	転換に係る発行者の裁量の有無	－
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	－
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	－
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、損失吸収事由、実質破綻事由又は倒産手続開始事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減又は一部削減
33	元本回復特約の有無	有

34	その概要	金融庁その他の監督当局と協議の上決定する額
34a	劣後性の手段	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	―

（契約内容の詳細）

各社債の金額	100,000,000円
利率	2024年1月26日から2029年6月15日まで　年2.244％ 2029年6月15日の翌日以降　6ヵ月日本円TIBOR＋1.630％
利息支払日	毎年6月15日、12月15日（銀行休業日の場合、前営業日）
利払停止特約	(1)任意利払停止 当行は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、当行はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。 (2) 利払可能額制限 当行が利払日に支払うべき本社債の利息の額は、利払可能額を限度とし、当行は当該限度額を超える金額について、本社債の利息の支払を行わない。 利払可能額とは、ある利払日における当行の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本社債、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本社債の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額をいう。 同順位証券とは、当行の債務で、利息に係る権利について本社債と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。 劣後証券とは、当行の債務で、利息に係る権利について本社債に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。 上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該利息の支払債務の効力は将来に向かって消滅する。
債務免除特約	(1)損失吸収事由の場合 当行について、当行が報告または公表した連結普通株式等Tier1比率が5.125％を下回った場合、損失吸収事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、各本社債の元金のうち所要損失吸収額（本社債の元金および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の元金の全部または一部の免除等または普通株転換により、当行の連結普通株式等Tier1比率が5.125％を上回ることとなるために必要な額として、当行が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する額を、各本社債の元金の総額および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の元金の総額で按分して算出される額のうち、本社債に係る按分額）および当該金額の元金に応じた利息について、当行は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。 (2)実質破綻事由の場合 当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置（預金保険法第102条第1項第2号、第3号）において定義される意味を有するものとする）、または②特定第二号措置（同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする）を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。 (3)倒産手続開始事由の場合 当行について、破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令がなされ、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくは特別清算もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われた場合、倒産手続開始事由に該当し、倒産手続開始事由が生じた時点において、当行は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。
元金回復特約	損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由（元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けた上で、当行が元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合）が生じた場合、当行が金融庁その他の監督当局との協議の上決定する額について、支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。
劣後特約	当行について清算事由が発生し、かつ、継続している場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じるものとし、清算時支払可能額を限度として行われる。

【第2回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付）】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN　JP327640AQ92
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社群馬銀行第2回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000百万円
	単体自己資本比率	10,000百万円
9	額面総額	10,000百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2024年9月12日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	－
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2029年12月15日 10,000百万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本金額（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2029年12月15日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年2.305％
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	－
25	転換の範囲	－
26	転換の比率	－
27	転換に係る発行者の裁量の有無	－
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	－
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	－
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、損失吸収事由、実質破綻事由又は倒産手続開始事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減又は一部削減
33	元本回復特約の有無	有

34	その概要	金融庁その他の監督当局と協議の上決定する額
34a	劣後性の手段	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	―

（契約内容の詳細）

各社債の金額	100,000,000円
利率	2024年9月13日から2029年12月15日まで　年2.305% 2029年12月15日の翌日以降　6ヵ月日本円TIBOR＋1.575%
利息支払日	毎年6月15日、12月15日（銀行休業日の場合、前営業日）
利払停止特約	(1)任意利払停止 当行は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、当行はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。 (2) 利払可能額制限 当行が利払日に支払うべき本社債の利息の額は、利払可能額を限度とし、当行は当該限度額を超える金額について、本社債の利息の支払を行わない。 利払可能額とは、ある利払日における当行の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本社債、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本社債の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額をいう。 同順位証券とは、当行の債務で、利息に係る権利について本社債と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。 劣後証券とは、当行の債務で、利息に係る権利について本社債に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。 上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該利息の支払債務の効力は将来に向かって消滅する。
債務免除特約	(1)損失吸収事由の場合 当行について、当行が報告または公表した連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、損失吸収事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、各本社債の元金のうち所要損失吸収額（本社債の元金および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の元金の全部または一部の免除等または普通株転換により、当行の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、当行が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する額を、各本社債の元金の総額および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の元金の総額で按分して算出される額のうち、本社債に係る按分額）および当該金額の元金に応じた利息について、当行は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。 (2)実質破綻事由の場合 当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置（預金保険法第102条第1項第2号、第3号）において定義される意味を有するものとする）、または②特定第二号措置（同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする）を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。 (3)倒産手続開始事由の場合 当行について、破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令がなされ、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくは特別清算もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われた場合、倒産手続開始事由に該当し、倒産手続開始事由が生じた時点において、当行は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。
元金回復特約	損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由（元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けた上で、当行が元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合）が生じた場合、当行が金融庁その他の監督当局との協議の上決定する額について、支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。
劣後特約	当行について清算事由が発生し、かつ、継続している場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じるものとし、清算時支払可能額を限度として行われる。

【第3回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付）】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN　JP327640ARA7
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社群馬銀行第3回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000百万円
	単体自己資本比率	10,000百万円
9	額面総額	10,000百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2025年10月10日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	－
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2030年12月15日 10,000百万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本金額（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2030年12月15日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年2.634％
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	－
25	転換の範囲	－
26	転換の比率	－
27	転換に係る発行者の裁量の有無	－
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	－
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	－
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、損失吸収事由、実質破綻事由又は倒産手続開始事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減又は一部削減
33	元本回復特約の有無	有

34	その概要	金融庁その他の監督当局と協議の上決定する額
34a	劣後性の手段	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	―

（契約内容の詳細）

各社債の金額	100,000,000円
利率	2025年10月11日から2030年12月15日まで　年2.634% 2030年12月15日の翌日以降　6ヵ月日本円TIBOR＋1.134%
利息支払日	毎年6月15日、12月15日（銀行休業日の場合、前営業日）
利払停止特約	(1)任意利払停止 当行は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本社債の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、当行はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。 (2) 利払可能額制限 当行が利払日に支払うべき本社債の利息の額は、利払可能額を限度とし、当行は当該限度額を超える金額について、本社債の利息の支払を行わない。 利払可能額とは、ある利払日における当行の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本社債、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本社債の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額をいう。 同順位証券とは、当行の債務で、利息に係る権利について本社債と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。 劣後証券とは、当行の債務で、利息に係る権利について本社債に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。 上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該利息の支払債務の効力は将来に向かって消滅する。
債務免除特約	(1)損失吸収事由の場合 当行について、当行が報告または公表した連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、損失吸収事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、各本社債の元金のうち所要損失吸収額（本社債の元金および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の元金の全部または一部の免除等または普通株転換により、当行の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、当行が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する額を、各本社債の元金の総額および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の元金の総額で按分して算出される額のうち、本社債に係る按分額）および当該金額の元金に応じた利息について、当行は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。 (2)実質破綻事由の場合 当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置（預金保険法第102条第1項第2号、第3号）において定義される意味を有するものとする）、または②特定第二号措置（同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする）を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。 (3)倒産手続開始事由の場合 当行について、破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令がなされ、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくは特別清算もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われた場合、倒産手続開始事由に該当し、倒産手続開始事由が生じた時点において、当行は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。
元金回復特約	損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由（元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けた上で、当行が元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合）が生じた場合、当行が金融庁その他の監督当局との協議の上決定する額について、支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。
劣後特約	当行について清算事由が発生し、かつ、継続している場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じるものとし、清算時支払可能額を限度として行われる。

【第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（サステナビリティボンド）】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN　JP327640AMA8
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社群馬銀行第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（サステナビリティボンド）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000百万円
	単体自己資本比率	10,000百万円
9	額面総額	10,000百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2021年10月29日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2031年10月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2026年10月29日 10,000百万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本金額（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2026年10月29日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年0.49%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	－
25	転換の範囲	－
26	転換の比率	－
27	転換に係る発行者の裁量の有無	－
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	－
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	－
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無

34	その概要	―
34a	劣後性の手段	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	―

（契約内容の詳細）

各社債の金額	100,000,000円
利率	2021年10月30日から2026年10月29日まで　年0.49％ 2026年10月29日の翌日以降　6ヵ月日本円TIBOR＋0.33％
利息支払日	毎年4月29日、10月29日（銀行休業日の場合、前営業日）
実質破綻時免除特約	当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置（預金保険法第102条第1項第2号、第3号）において定義される意味を有するものとする）、または②特定第二号措置（同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする）を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。
劣後特約	当行について破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定（国内法によらない同様の手続が外国において行われる場合を含む）がなされた場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じる。

【第7回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（サステナビリティボンド）】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN　JP327640AN95
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社群馬銀行第7回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（サステナビリティボンド）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000百万円
	単体自己資本比率	10,000百万円
9	額面総額	10,000百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2022年9月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2032年9月27日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2027年9月27日 10,000百万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本金額（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2027年9月27日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年0.95%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	－
25	転換の範囲	－
26	転換の比率	－
27	転換に係る発行者の裁量の有無	－
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	－
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	－
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無

34	その概要	―
34a	劣後性の手段	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	―

（契約内容の詳細）

各社債の金額	100,000,000円
利率	2022年9月27日から2027年9月27日まで　年0.95％ 2027年9月27日の翌日以降　6ヵ月日本円TIBOR＋0.58％
利息支払日	毎年3月27日、9月27日（銀行休業日の場合、前営業日）
実質破綻時免除特約	当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置（預金保険法第102条第1項第2号、第3号）において定義される意味を有するものとする）、または②特定第二号措置（同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする）を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。
劣後特約	当行について破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定（国内法によらない同様の手続が外国において行われる場合を含む）がなされた場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じる。

【第8回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN　JP327640AR75
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社群馬銀行第8回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000百万円
	単体自己資本比率	10,000百万円
9	額面総額	10,000百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2025年7月10日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2035年7月10日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2030年7月10日 10,000百万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本金額（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2030年7月10日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年1.899%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	－
25	転換の範囲	－
26	転換の比率	－
27	転換に係る発行者の裁量の有無	－
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	－
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	－
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無

34	その概要	―
34a	劣後性の手段	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	―

（契約内容の詳細）

各社債の金額	100,000,000円
利率	2025年7月11日から2030年7月10日まで　年1.899％ 2030年7月10日の翌日以降　6ヵ月日本円TIBOR＋0.679％
利息支払日	毎年1月10日、7月10日（銀行休業日の場合、前営業日）
実質破綻時免除特約	当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置（預金保険法第102条第1項第2号、第3号）において定義される意味を有するものとする）、または②特定第二号措置（同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする）を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。
劣後特約	当行について破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定（国内法によらない同様の手続が外国において行われる場合を含む）がなされた場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じる。

【第9回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）】

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	株式会社群馬銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN　JP327640AS90
3	準拠法	国内法
	規制上の取扱い	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社群馬銀行
7	銘柄、名称又は種類	株式会社群馬銀行第9回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000百万円
	単体自己資本比率	10,000百万円
9	額面総額	10,000百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2026年9月18日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2036年9月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2031年9月18日 10,000百万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、金融庁の事前確認を受けた上で、元本金額（一部は不可）を各社債の金額100円につき100円で償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2031年9月18日以降に到来する利息支払日毎
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	年3.085%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	－
25	転換の範囲	－
26	転換の比率	－
27	転換に係る発行者の裁量の有無	－
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	－
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	－
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	当行について、実質破綻事由が生じた場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無

34	その概要	―
34a	劣後性の手段	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	―

（契約内容の詳細）

各社債の金額	100,000,000円
利率	2026年9月19日から2031年9月18日まで　年3.085％ 2031年9月18日の翌日以降　6ヵ月日本円TIBOR＋0.295％
利息支払日	毎年3月18日、9月18日（銀行休業日の場合、前営業日）
実質破綻時免除特約	当行について、内閣総理大臣が、①第二号措置もしくは第三号措置（預金保険法第102条第1項第2号、第3号）において定義される意味を有するものとする）、または②特定第二号措置（同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする）を講ずる必要があるとの認定ないし特定認定を行った場合、実質破綻事由に該当し、金融庁その他の監督当局と協議の上決定する債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除される。
劣後特約	当行について破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定（国内法によらない同様の手続が外国において行われる場合を含む）がなされた場合、本社債に基づく元利金支払請求権は、上位債権の全てが全額の弁済を受けたことを条件として効力を生じる。